

1. 参加資格に関する 質疑・回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質問	回答
1	実施要領	P12	11 参加資格要件(3)_オ(ア) 「一級建築士及び一級建築施工管理技士の資格を有すること。」とありますが、一級建築施工管理技士のみ資格となるようご配慮を頂けないでしょうか。	実施要領に記載のとおりとします。
2	実施要領	P9	(1) 施工上の課題に関する提案 「本工事は、契約日 令和 8 年 6 月 議会の議決後における本契約から令和 10 年 3 月 31 日(予定)までの工期を予定し、その内施設の休館期間は、サブアリーナ 令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで、メインアリーナ 令和 9 年 7 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日 までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。」 とありますが、本工事期間中の年間使用予定及び施設利用実績一覧を追加資料として掲載をお願いします。また、合わせて各施設の営業時間及び定休日、メンテナンスに伴う休日をお示し下さい。	本工事期間中(R8年度、R9年度)における年間使用予定が現時点で決まっているものは、別紙1(真島総合スポーツアリーナ予約状況)のとおりです。 施設利用実績については、別紙2(市政概要(一部抜粋))及び別紙3(R5,R6年度_大規模施設年間予定表)の通りです。  また、各施設の営業時間は共通で8時30分～21時です。定休日は現段階で決まっておりますが、原則毎月第2及び第4月曜日です。なお、メンテナンスに伴う休日についても決まっております。
3	実施要領	P9	(1) 施工上の課題に関する提案 「本工事は、契約日 令和 8 年 6 月 議会の議決後における本契約から令和 10 年 3 月 31 日(予定)までの工期を予定し、その内施設の休館期間は、サブアリーナ 令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで、メインアリーナ 令和 9 年 7 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日 までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の施設利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。」 とありますが、本工事期間中に施工が開始できる状況(体育器具・事務用品・販売用衣類等について、施工予定箇所の備品が無くなっている)にさせていただくよう指定管理者と交渉頂けますか。	施工に支障のある体育器具や事務用品、販売用衣類等については事前(休館期間前)に移設する予定ですが、一部営業に必要な器具等については休館後に移設する可能性があります。
4	資料2設計技術協力業務委託特記仕様書	P4	II 業務仕様 4. 技術協力業務の内容及び範囲.(3) 実施設計全般にかかる技術検証について、 「受託者は、設計者が行う設計の内容に対して、技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、(2)により作成した資料を市及び設計者に提示し、実施設計図書作成に関し助言を行うと共に、技術提案以外の部分を含めて施工性の視点から設計内容の確認を行う。受託者は、現地調査結果等を踏まえ、実施設計図書に記載された内容その他細部の納まり等について疑義又はVE案等がある場合は、市及び設計者に報告し指示を受けるものとする。また、本プロポーザル実施要領 I-7-(4)-ア(ウ)に記載された調査を行い、設計内容に反映させること(施設利用に支障がない箇所の復旧は不要とする)。なお、助言等の採否については、市と設計者が協議のうえ決定するものとし、市からの指示等に基づき、助言等の修正、再検討を行い、市、設計者及び受託者共に合意形成を図るものとする。」 とありますが、実施設計全般に対する技術検証のうち、調査業務について想定される調査をお示しください。	実施要領 I-7-(4)-ア(ウ)に記載の調査を想定しています。記載以外のもので破壊を伴う調査は想定していませんが、実施設計を進める中で事前に破壊調査をすべきものがあつた場合は、別途協議することとします。 なお、点検口からの調査など、破壊を伴わない現地調査(現場確認)は業務に含まれています。
5	03_第1期工事_基本設計説明書_共通事項	P11	工程計画について、「居ながら工事期間は状況によって休日作業が考えられます。」とありますが、実施要領書P18(2) 工程管理に関する提案には「週休2日(4週8休)取得を基本とし～」と記載があります。本件工事は週休2日を達成出来なくてもよいという考えでよろしいでしょうか。また、居ながら工事となり工事に支障が出た場合は、工期延長と価格の交渉は可能でしょうか。	居ながら工事については一般利用部分と工事部分を明確に分離する計画としていますので、原則は工事工程に影響はないものと考えていますが、実施設計の中で止むを得ず工程に支障が出ることが想定される場合は価格交渉の段階で協議することとします。 また、本工事は発注者指定型週休2日工事を予定していますが、「完全週休2日」ではなく「週休2日相当」を想定しています。「週休2日相当」は、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることで達成となりますので、仮に休日作業があつたとしても平日に代替の現場閉所日を設定することで週休2日工事の実施は可能と想定しています。
6	03_第1期工事_基本設計説明書_共通事項	P11	工程計画について、アスベストは含まれていない工程で基本設計が行われています。技術提案ではアスベスト含まない工程計画としてよろしいでしょうか。また、調査結果を踏まえて工程の再検討が必要かと存じますが、アスベスト含有により工期、価格等が提案内容と乖離してもよろしいでしょうか。	工程計画に記載された【工程作成条件】の「アスベストは含まれていないものと想定」は、クリティカル工程に影響を与える工事については現時点でアスベスト含有建材は含まれていない、という趣旨です。 基本設計段階でアスベスト含有調査を行っていますが、調査結果が提供資料から漏れていましたので基本設計資料の追加として提供します。 なお、実施設計期間中に市が追加で行うアスベスト分析調査により、新たにアスベスト含有が判明した場合は価格交渉の段階で協議することとします。